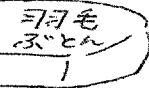
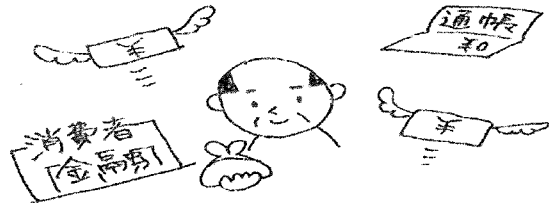


成年後見制度って どんな制度？

認知症でひとり暮らしの親が、訪問販売員から必要もない高額な物を購入していることが度々あるんだがどうにかならないものかな...



精神障害のある親がいるんですが、消費癖が最近ひどくなり、貯金を使い果たして借金までしているようなんですが...

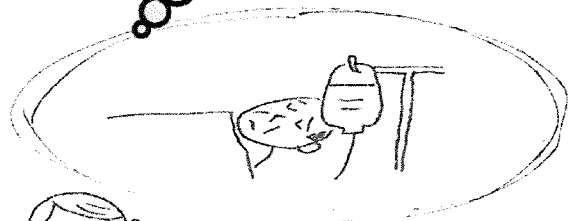


障がいのある子どもがいます。今は私がいろいろとやっているが、私に何かあった時が心配なのですが...

事故... 病気... 介護...



脳卒中で親が現在入院中です。入院費用を捻出するために不動産を売却する必要があるのだけど...



入院費用...



こんなときは、ご相談ください



安城市社協キャラクター
ハートン

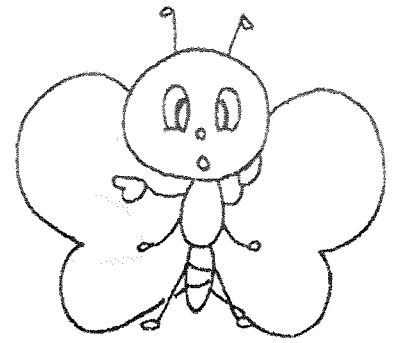


社会福祉
法人

安城市社会福祉協議会

どんな制度？

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方のお金の管理や日常生活でのさまざまな契約などを支援することを目的とした制度です。(民法で定められています。)
支援を受けられるのは、次のようなことです。



財産管理

大切な物を守ります

本人の預貯金の管理や不動産の管理・保存・処分、権利証や通帳の保管などの財産に関することについての行為

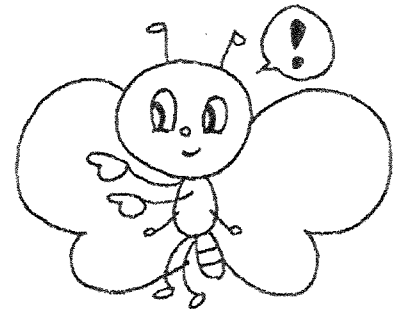
身上監護

生活をサポートします

介護・福祉サービスの利用手続きや費用の支払い、医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなどの契約行為

どのようなものがあるの？

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの種類があります。



法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方

後見

保佐

補助

全くない

著しく不十分
判断能力

不十分

任意後見制度

将来の不安に備えたい方

※安城市社会福祉協議会では法定後見制度のみを実施します。

誰が支援してくれるの？

支援してくれる方のことを「成年後見人」といいます。
成年後見人等には ①配偶者など本人の親族

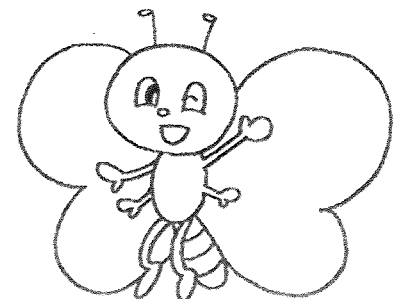
②弁護士、司法書士などの法律の専門家

③社会福祉士などの福祉の専門家

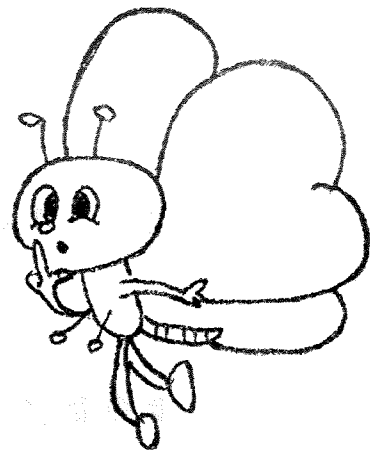
④その他の第三者

⑤社会福祉協議会、その他の法人 などが選任されます。

成年後見人等は、本人の状況から最も適任な方を家庭裁判所が決定します。



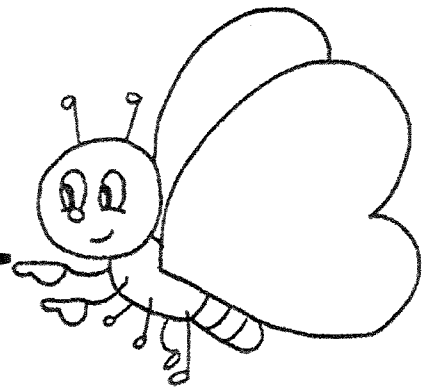
安城市社会福祉協議会が
成年後見人等になるのは
どのような人が対象なの？



社協の受任対象者

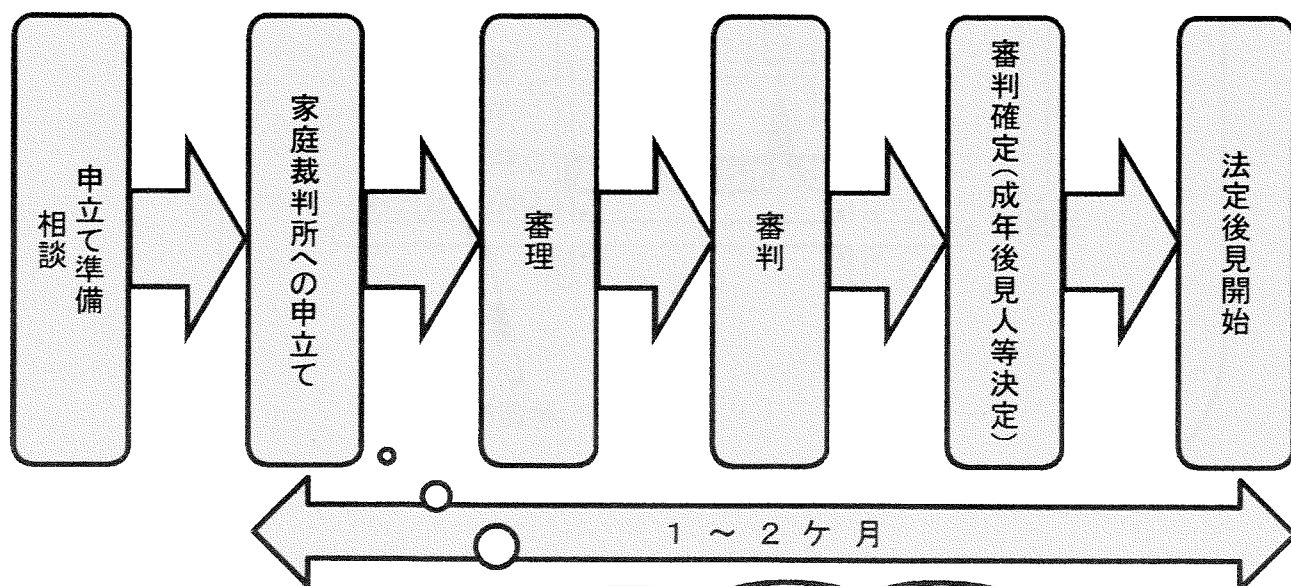
- ①安城市内在住の方。
- ②後見人等に報酬を支払う資産を所有していない方。
- ③市県民税非課税世帯の方。
- ④適切な後見人等を得られない方。

成年後見人等が決まるまでの流れは？
費用はいくらぐらいかかるの？



法定後見制度

※ 安城市社会福祉協議会での実施対象は法定
後見制度のみのため、法定後見制度のみ掲載。



費用は、印紙代等で1万円程度。
※鑑定が必要な場合は別途1~10万円
程度必要になります。

安城市社会福祉協議会が行う業務内容

1 成年後見制度の相談・支援

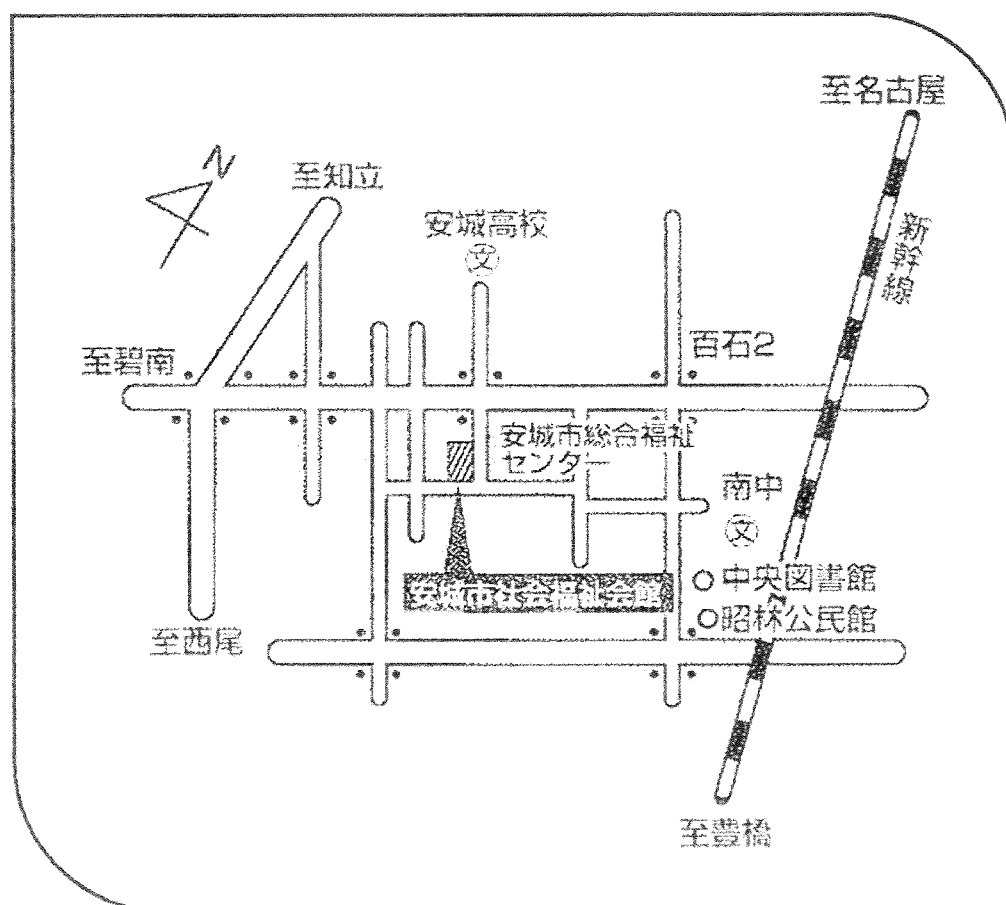
成年後見制度に関する相談をお受けする他、家庭裁判所への申立て手続きについての助言を行います。

2 成年後見制度の啓発活動

成年後見制度について市民の皆様にごっていただけるよう活動を行います。

3 法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、安城市社会福祉協議会が法人として後見業務を行います。
ただし、低所得で身内がないなどで後見人が得られない方が対象になります。



社会福祉
法人

安城市社会福祉協議会

446-0046 愛知県安城市赤松町大北78番地4 社会福祉会館内

TEL : 0566-77-2941

FAX : 0566-73-0437